

荒川・江川ゾーン

【荒川・江川ゾーンの特徴】

自然環境の起点段では、埼玉県内の荒川中流域と支川である江川などの河川、河畔林及び水田からなるゾーンを「荒川・江川ゾーン」として位置づけている。本ゾーンは水辺や低湿地に生息するサクラソウ等の植物や動物が多く存在し、貴重な自然環境を形成しており、自然環境に配慮した河道整備や湿地の再生が求められている。

本WGでは、荒川において点在する旧流路の自然環境をネットワーク化する取り組みが積極的に行われている荒川ビオトープから三ツ又沼ビオトープまでの区間と、かつての良好な湿地環境を保全・再生する検討が重ねられている江川流域を検討範囲とした。

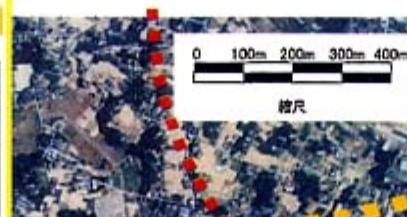
本ゾーンにおける自然環境保全・再生は、地域住民や地元住民団体の要望や取り組みが契機となつておらず、様々な自然環境の要点整備が実現化している。



荒川ビオトープ

【特徴】

- 荒川ビオトープは、本川と旧流路にはさまれた右岸側と左岸側の北本自然公園に接している箇所に分かれており、創出型ビオトープとしては全国最大規模の面積であり、豊かな自然環境が広がっている。
- 北本自然公園は、地元住民の協力のもと昭和63年に都市公園として位置付けられた。現在は、環境教育の場としても利用され、地域のNPO等との連携により適切な維持管理がなされている。
- 現在は左右岸ともに立ち入り禁止となっており、モニタリング調査が継続されている。



【特徴】

- 江川流域では、残土の埋め立てや市街化の影響によって発生する洪水被害に対して河川改修事業が実施されてきたが、一方では埋め立てが続いていることから、十分な治水効果が得られず、サクラソウ等が生育する自然環境に対してもインパクトを与えていた。さらに、上尾道路の計画もあることから、江川流域の自然環境の保全策を早急にとる必要があった。
- このため、地元住民と行政の間で研究会や協議会が設けられ、現在の「江川流域川づくり推進協議会」に至っている。



【具体的施策】

- 江川流域の水田の保全方策として、桶川市、上尾市では、現在盛土されていない水田の所有者に対して、今後盛土をしないことを約束する「現況農地保全に関する協定」を締結しております。今後も未耕種の水田に關してもこの協定の締結を積極的に推進していくことが望まれる。
- また、埼玉県では、平成15年2月1日より「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」を施行しており、一定量以上の土砂の排出やたい積が発生する場合は、届出や許可申請書を提出することとしている。
- 江川下流域の湿地再生貯留については、荒川旧流路と同様に自然再生推進法に基づく自然再生事業の枠組みでの取り組みが考えられる。



荒川旧流路

【特徴】

- 荒川旧流路は、約70年前まで蛇行して流れていた旧流路が、現在も沼として河川敷に残っているものである。
- ビオトープネットワークのコアである「荒川ビオトープ」と「ミツ又沼ビオトープ」をつなげる重要な環境である。
- 一方、洪水時の土砂の堆積等により乾燥化が進行しており、将来に渡り湿地環境を維持するための対策が必要となっている。



川島都市林(仮称)

【特徴】

- 川島町では、昭和63年頃から荒川河川敷にゴルフ場を含んだ公園整備を計画していたが、平成5年に県はこの計画を凍結した。県はゴルフ場を含まない公園計画として川島都市林(仮称)を計画し、平成6年度から調査検討を続けている。

【具体的施策】

- 荒川旧流路で設立予定の「(仮称)荒川旧流路自然再生協議会」で作成する全体構想と整合を図りつつ、関係地方自治体(県・町)と国等が連携して川島都市林(仮称)の公園計画の具体化へ向け、検討していく予定である。

【特徴】

- 三ツ又沼は、埼玉県上尾市、川越市、川島町の境に位置する、荒川と入間川のかつての合流点付近の旧流路部である。
- 三ツ又沼では、(財)埼玉県生態系保護協会 上尾支部が保全活動をはじめ、平成4年には、地元地権者の協力で約5200m²のトラスト地が確保されたが、農地改良や残土処分地の開発の可能性が高く、釣りやモトクロスの利用も活発な状況であった。
- このため、地元住民が中心となり、行政に対して当該地の保全を何度も行い、平成8年に「三ツ又沼自然学習公園」を造ることで合意した。その後、池や湿地、散策路等の整備が行われ、環境保全を目的として、全国に先駆けて用地を買収し、ビオトープ整備を完了している。
- ビオトープ整備後は、「三ツ又沼ビオトープパートナーシップ推進会議」が設立され、完成後の環境管理の内容や行政、地域住民、NPO等との役割分担等を定めた保全管理計画が策定された。現在では、地域住民やNPO、行政が連携して、当該地区的保全管理活動が行われている。

